

令和3年度の改定について：(介護予防)訪問看護

1 基本報酬の見直し

(介護予防)訪問看護費の単位数の変更については下記のとおり。

<単位数>

《ア 指定訪問看護ステーションの場合》

(単位/回)

	訪問看護		介護予防訪問看護	
	現 行	改定後	現 行	改定後
20分未満	312	313	301	302
30分未満	469	470	449	450
30分以上1時間未満	819	821	790	792
1時間以上1時間30分未満	1,122	1,125	1,084	1,087
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士の場合	297	293	287	283
	1日3回以上の場合90/100		1日3回以上の場合50/100	

《イ 病院又は診療所の場合》

(単位/回)

	訪問看護		介護予防訪問看護	
	現 行	改定後	現 行	改定後
20分未満	264	265	254	255
30分未満	397	398	380	381
30分以上1時間未満	571	573	550	552
1時間以上1時間30分未満	839	842	810	812

《ウ 定期巡回・随時対応訪問（介護看護事業所と連携する場合）》

現 行	⇒	改定後
2,945単位/月		2,954単位/月

2 退院当日の(介護予防)訪問看護の算定

退院当日の訪問看護を主治の医師が必要と認める場合は算定可能とする。【通知改正】

<算定要件等>

医療機関、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院を退院・退所した日について、厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第六号）の利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認めた場合に限り、訪問看護費を算定できる。

※ 「短期入所療養介護」のサービス終了日（退所・退院日）も同様の取扱い。

【参考】厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第六号）

イ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

ロ 以下のいずれかを受けている状態にある者

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理

- ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められた状態（在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者）

3 看護体制強化加算の見直し

医療ニーズのある要介護者等の在宅療養環境を整えるため見直す。【告示改正】

<単位数>

《訪問看護》

	現 行	⇒	改定後
看護体制強化加算（Ⅰ）	600単位／月		550単位／月
看護体制強化加算（Ⅱ）	300単位／月		200単位／月

《介護予防訪問看護》

	現 行	⇒	改定後
看護体制強化加算	300単位／月		100単位／月

<算定要件等>

- ① 算定日が属する月の前6月間において、利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合を、「100分の30以上」から「100分の20以上」に見直しを行う。
 - ② （介護予防）訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であることとする要件を設定（令和5年4月1日施行）
- ※ 令和5年3月末日時点で同加算を算定している事業所で、急な看護職員の退職等により看護職員6割以上の要件を満たせなくなった場合は、指定権者に定期的に採用計画を提出することで、採用が決まるまでの間は同要件の適用を猶予する。

4 サービス提供体制強化加算の見直し

サービスの質向上や職員のキャリアアップを推進するため見直す。【告示改正】

<単位数等（資格・勤続年数要件）>

基本報酬ア・イ算定の場合

(単位／回)

現 行		⇒	改定後	
看護師等総数の内、 <u>勤続3年以上</u> の者30%以上	6単位		(Ⅰ) <u>勤続7年以上</u> の者が30%以上	6単位
			(Ⅱ) <u>勤続3年以上</u> の者が30%以上	3単位

基本報酬ウ算定の場合

現 行		⇒	改定後	
看護師等総数の内、 <u>勤続3年以上</u> の者30%以上	50単位		(Ⅰ) <u>勤続7年以上</u> の者が30%以上	50単位
			(Ⅱ) <u>勤続3年以上</u> の者が30%以上	25単位

5 (介護予防) 訪問看護の機能強化

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の実施評価や提供回数等を見直す。【告示改正】

<単位数>

《(介護予防) 訪問看護》

「1 基本報酬の見直し」の通り。

《介護予防訪問看護》

利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する。(新設)

<算定要件等>

- ① 理学療法士等による訪問看護は、1日2回を超えて(3回以上)行う場合には1回につき50/100に相当する単位を算定する。
- ① 理学療法士等が行う訪問看護は、実施した内容とその結果等を記載した文書を訪問看護報告書に添付すること。
- ② 対象者の範囲：理学療法士等が行う訪問看護は、「通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加。

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 全サービス共通事項

Vol	問	題目	問	答
1	1	人員配置基準における両立支援	問1 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。 <p><常勤の計算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30 時間以上の勤務で、常勤扱いとする。 <p><常勤換算の計算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。 <p>※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問2は削除する。</p> <p><同等の資質を有する者の特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。 ・ なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。
3	2	指定基準の記録の整備の規定について	問2 指定基準の記録の整備の規定における「その完結の日」の解釈が示されたが、指定権者が独自に規定を定めている場合の取扱い如何。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定権者においては、原則、今回お示した解釈に基づいて規定を定めていただきたい。 ・ なお、指定権者が独自に規定を定めている場合は、当該規定に従っていれば、指定基準違反になるものではない。
7	1	運営規程について	問1 令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法施行規則に基づき運営規程については、変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、今般介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることまで求めるものではないこと。 ・ 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
7	2	令和3年9月30日までの上乗せ分について	問2 令和3年9月30日までの上乗せ分については、どのように算定するのか。	<p>(答)</p> <p>令和3年9月30日までの間は、各サービスの月の基本報酬に、0.1%上乗せすることとしているが、請求に当たっては、上乗せ分のコードをあわせて入力することが必要であり、行われなかった場合返戻となることから、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（令和3年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）「Ⅲ-資料3_介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考に対応されたい。</p>

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 訪問看護

Vol	問	題目	問	答
3	11	看護体制強化加算について	問11 看護体制強化加算に係る経過措置について、令和5年4月1日以後に「看護職員の離職等」により基準に適合しなくなった場合の経過措置で、看護職員の採用に関する計画について具体的な様式は定められているのか。	(答) 様式は定めていない。
3	12	理学療法士等による訪問看護について	問12 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士による訪問看護は、訪問看護事業所のうち、訪問看護ステーションのみで行われ、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が連携し作成することが示されたが、具体的にはどのように作成すればよいのか。	(答) ・ 訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下、理学療法士等という。）が訪問看護を行っている利用者の訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、当該訪問看護ステーションの看護職員（准看護師除く）と理学療法士等が利用者等の情報を共有した上で、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第55号）に示す様式に準じて提供したサービス等の内容を含めて作成することとしており、これにより適切な訪問看護サービスが行われるよう連携を推進する必要がある。 ・ なお、看護職員と理学療法士等との連携の具体的な方法については、「訪問看護事業所における看護職員と理学療法士等のより良い連携のための手引き（第2版）」（平成29年度厚生労働健康増進等事業訪問看護事業における看護職員と理学療法士等のより良い連携のあり方に関する調査研究事業〈全国訪問看護事業協会〉においても示されており、必要に応じて参考にしていただきたい。 ※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月23日）問19は削除する。
3	13	理学療法士等による訪問看護について	問13 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による介護予防訪問看護について、当該事業所においてサービスを継続しているが、要介護認定の状態から要支援認定へ変更となった場合の12月の取扱如何。	(答) 法第19条第2項に規定する要支援認定の効力が生じた日以降で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による当該サービスを利用開始した日が属する月をもって、利用が開始されたものとする。ただし、要支援の区分が変更された場合（要支援1から要支援2への変更及び要支援2から要支援1への変更）はサービスの利用が継続されているものとみなす。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成24年3月16日）問23、問24は削除する。
3	126	サービス提供体制強化加算	問126 「10年以上介護福祉士が30%」という最上位区分の要件について、勤続年数はどのように計算するのか。	(答) ・ サービス提供体制強化加算における、勤続10年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、 － 介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としたものであり、 － 介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではないこと。 ・ 「同一法人等での勤続年数」の考え方について、 － 同一法人等（※）における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数 － 事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。 （※）同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。 ・ なお、介護職員等特定処遇改善加算において、当該事業所における経験・技能のある介護職員の「勤続年数10年の考え方」とは異なることに留意すること。 ※ 平成21年4月改定関係Q&A（Vol.1）（平成21年3月23日）問5は削除する。
5	1	看護体制強化加算について	問1 看護体制強化加算に係る経過措置について、令和5年4月1日以後に「看護職員の離職等」により基準に適合しなくなった場合の経過措置が示されているが、看護職員の離職以外にどのようなものが含まれるのか。	(答) 看護職員の離職以外に、看護職員の病休、産前産後休業、育児・介護休業又は母性健康管理措置としての休業を取得した場合が含まれる。
6	4	利用開始した月から12月を超えた場合の減算 ※介護予防訪問看護	問4 介護予防訪問・通所リハビリテーション及び介護予防訪問看護からの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問について、12月以上継続した場合の減算起算の開始時点はいつとなるのか。また、12月の計算方法は如何。	(答) ・ 当該サービスを利用開始した日が属する月となる。 ・ 当該事業所のサービスを利用された月を合計したものを利用期間とする。